

平成 27 年第 2 回 仙台市入札等監視委員会 会議録

【署名】

水野 由貴

押印掲載
を省略

1 日時 平成 27 年 5 月 11 日 (月) 14 時 00 分～15 時 54 分

2 開催場所 本庁舎 2 階 第二委員会室

3 出席委員

成瀬 幸典 委員長

有川 智 委員

松尾 大 委員

水野 由貴 委員

4 説明等のため出席した者の職・氏名

財政局次長 (冒頭挨拶のみ出席)	高谷 昌宏
財政局 契約課長	伊藤 幸雄
財政局 契約課 管理係長	田村 修一
財政局 契約課 主幹兼工事契約係長	吉田 学
都市整備局 参事兼技術管理室長	小林 法夫
都市整備局 技術管理室 主幹兼技術企画係長	佐久間 寛
都市整備局 技術管理室 技術企画係 技師	片山 直美
環境局 施設部 施設課 主幹兼建設第二係長	小和田 圭作
環境局 施設部 施設課 建設第二係 主査	七田 英幸
水道局 総務部 企画財務課長	鈴木 亨
水道局 総務部 企画財務課 主幹兼契約係長	岩間 久則
水道局 給水部 管路整備課長	境 潔
水道局 給水部 管路整備課 工事第二係長	小埜寺 利昭
水道局 給水部 管路整備課 主幹兼工事第三係長	本田 勝博
水道局 浄水部 茂庭浄水課長	大槻 武
水道局 浄水部 茂庭浄水場長	小野 誠一
交通局 総務部 財務課長	佐藤 純一
交通局 総務部 財務課 契約係長	鈴木 善弘
交通局 総務部 財務課 管財係長	菅井 英樹
交通局 総務部 財務課 契約係 主任	佐藤 宏明
交通局 高速電車部 施設課長	佐藤 雅志
交通局 高速電車部 電気課長	半澤 邦広
ガス局 総務部 契約原料課長	柴又 浩
ガス局 総務部 契約原料課 契約係長	大野 伸二
ガス局 製造供給部 導管管理課長	大友 辰男
ガス局 製造供給部 導管管理課 主幹兼導管管理係長	山内 秀男

市立病院 経営管理部 経営企画課長

小椋 純一郎

市立病院 経営管理部 経営企画課 契約係長

大場 剛典

5 会議の経過

【1】開会

【2】財政局次長挨拶

【3】議事の経過及び内容

進行： 成瀬 幸典 委員長

会議録署名委員： 水野 由貴 委員

(1) 工事に係る入札及び手続の運用状況について

事務局より、「入札方式別発注工事総括表」(資料 P1)、「入札方式別発注工事一覧表」(資料 P2～30) 及び「指名停止の運用状況一覧表」(資料 P31) に基づき報告。

【質疑応答】

工事契約及び指名停止の状況

論点等	発言者	発言内容
工事契約の状況	事務局	<p>今回の報告は、平成 26 年 10 月 1 日～12 月 31 日に契約した、予定価格 1,000 万円以上の工事案件が対象である。</p> <p>総契約件数は 235 件。昨年は 223 件</p> <p>特例政令適用一般競争入札は 1 件で、内訳は市長部局 1 件である。</p> <p>制限付き一般競争入札は 204 件で、内訳は市長部局 150 件、水道局 30 件、交通局 16 件、ガス局 8 件である。</p> <p>指名競争入札は 6 件で、内訳は水道局 1 件、交通局 5 件である。</p> <p>随意契約は 24 件で、内訳は市長部局 20 件、水道局 3 件、交通局 1 件である。</p> <p>(資料 P1～30 参照)</p>
指名停止の状況	事務局	<p>今回の報告に係る期間（平成 27 年 1 月 1 日～3 月 31 日）における指名停止は次のとおりである。</p> <p>No.1 の伸和興業(株)は工事関係者事故によるもので、宮城県発注工事で一次下請作業員が死亡し安全管理処置が不適切であり、安全衛生法違反で仙台労働基準監督署から是正勧告書が交付されたものである。要綱上の停止期間は 1 か月以上 2 か月以下のため、1 か月とした。</p> <p>No.2 のナラサキ産業(株)は独占禁止法違反と認められたことによる指名停止である。北海道内に所在する農協等が発注する低温空調設備工事に関し独占禁止法に違反する行為があり排除措置命令違反及び課徴金納付命令を受けたものである。要綱上の停止期間は 4 か月以上 18 か月以下のため 4 か月とした。</p>

		No.3の(株)東光コンサルタンツは不正または不誠実な行為と認められたことによる指名停止である。本市発注の委託業務において技術者を配置できないにもかかわらず入札に参加し、落札候補者となった後、辞退したものである。これも要綱上の停止期間は1か月以上1年以下のため、1か月とした。 (資料 P31 参照)
独占禁止法違反理由について	委員	No.2の案件で独占禁止法違反の具体的な理由は何か。
	事務局	具体的な案件が示されていないので詳しくはわからない。
	委員	具体的な理由が分かれば次回報告して欲しい。
配置技術者について	委員	No.3の案件で配置技術者の審査は、落札候補者となったあとにするのか。配置できる前提で入札するのか。
	事務局	審査は落札候補者となったあとで行い、業者は要件を満たすことを前提に入札する。
	委員	わかった。
	事務局	今回は入札者が仕様書内容を見落としていたものである。
	委員	落札候補者が仕様書内容を気づかなければそのまま契約となるのか。
	事務局	要件内容を確認してから契約となる。
	委員	再度入札したのか。
	事務局	2番札の業者と契約した。
	委員	落札者がいない場合は再入札となるのか
事務局	そうである。	

(2) 事案の抽出及び審議事案の選定について

1) 事務局より、今回審議対象となる 235 件の工事のうち、水野委員が事前に抽出した「入札方式別発注工事 抽出事案」10 件を報告（詳細は資料 P32 参照。）。

2) 委員会により、1)の 10 件のうち本日審議する事案として以下の事案を選定。

【選定事案】

◆特例政令適用一般競争入札

①原町東部雨水幹線工事 2

◆制限付き一般競争入札

②仙石排水ポンプ場ポンプゲート設備工事

③（市）春日団地 1 4 号線外 1 線側溝整備工事（その 2）

⑤地下鉄南北線広瀬通駅外低圧盤更新工事

◆指名競争入札

⑦管整 第 26-59 号 口径 100・150・300 耗 六丁の目南町地内配水支管更新工事

◆随意契約

⑨葛岡工場等基幹的設備改良工事

(3) 抽出事案の審議

【質疑応答】

「①原町東部雨水幹線工事2」 について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、若林区大和町2丁目から卸町3丁目までシールド工法により下水道管の敷設を行うものである。</p> <p>前年度原町東部雨水幹線工事1として卸町3丁目から鶴巻1丁目までシールド工法により下水道管の敷設を行いその続きである。</p> <p>入札方式は総合評価の特例政令適用一般競争入札とし、総合評価方式は簡易型Ⅱ型とした。</p> <p>入札参加資格者を3社により構成するJVとした。過去の類似工事・同種工事の発注実績をもとにした入札参加資格として、代表者及び代表者以外の構成員のそれぞれに資格を設定した。</p> <p>入札参加申請者は3JVで入札を行ったが、2JVが調査基準価格を下回り、低入札調査途中で1JVが辞退し佐藤工業・深松組・高工JVを落札候補者とし、技術資料等を審査の結果、同JVを落札者と決定した。</p> <p>(詳細は資料P33～35参照)</p>
入札参加者	委員	工事1の落札業者は今回入札に参加しているのか。
	事務局	工事1の落札業者は、奥村組・大本組・さとう総業JVであり、今回は同じJVでは参加していない。
積算方法	委員	工事1の落札業者は、工事2を積算する時、前回工事の内容を把握しているので入札価格を低くすることができるのか。
	事務局	<p>今回の案件は、震災の影響もあり距離を長くして短期間で施工するものである。</p> <p>本工事は、通常下水道管敷設のシールド工で施工距離が長いだけで積算するのに工事1を落札しているメリットはない。</p>
特別重点調査適用基準価格	委員	3社のうち1社は辞退したが、どの費目が特別重点調査適用基準価格を下回っていたのか。
	事務局	純工事費、一般管理費が下回っていた。
	委員	27年度から低入札価格調査が変更されているが、変更後だと下回らないのか。
	事務局	変更後でも下回る。

辞退について	委員	特別重点調査適用基準価格を下回っても失格にならないのに、1JVが辞退しているが辞退することが多いのか。今回はなぜ辞退したのか。
	事務局	WTO案件では失格基準はなく、特別重点調査適用基準価格を設定している。業者は低入調査を受けるのに多くの書類を作成しなければならない。その時間と労力は相当なものである。また、過去の低入調査で特別重点調査適用基準価格を下回り適切な積算と判断された案件はない。 よって辞退が多くなると思われる。

「②仙石排水ポンプ場ポンプゲート設備工事」について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	本工事は、仙石排水ポンプ場新設に伴うポンプゲート設備工事である。 具体的には、沈砂池機械設備の連続式自動除塵機、ポンプ設備の横軸水中軸流ポンプ、門扉設備の鋼板製ローラーゲート等工事一式である。 予定価格が5,000万円以上のため、入札方式は総合評価方式の制限付き一般競争入札とした。 入札参加資格として、営業拠点、格付評点、施工実績、配置技術者の要件等についての資格を設定した。 入札参加申請者は10社で、10社による入札を行ったところ、5社が失格した。評価値が最も高かった(株)谷工機社を落札候補者とし、技術資料等を審査の結果、同社を落札者と決定した。 (詳細は資料P36～38参照)
施工実績の基準	委員	施工実績として平成11年以降完成したものとあるが、これは何か基準があるのか。
	事務局	施工実績は、15年間を設定している。
失格基準価格	委員	今回総額判断基準価格を下回った業者が8社その内失格基準価格を下回った業者が5社あるが、落札した業者の入札価格より高い業者が失格しており、内訳書の費目によると思われるが、一番どの費目が失格となっているのか。
	事務局	一番多い費目は、現場管理費である。
	委員	管理費を抑えることにより失格となるが、抑えたことにより工事現場で事故が多くなるのか。
	事務局	現場管理費は品質管理に繋がる。現場管理費が低いと事故が多くなるのは全国的な傾向にある。
	委員	費用を抑えやすいのが管理費なのか。
	事務局	費用を抑えたことで工事が本当に進められるかのチェックは必要となる。
評価項目	委員	総合評価調書項目キで落札者が再0点とあるが、これは再評価した結果0点となったのか。

事務局	申請では 80 点とあったが、審査したところ 78 点であったため、この項目が 0 点となった。
委員	入札価格が高いにもかかわらず、評価値が高く、入札価格と評価値が逆転しているがこれは珍しいのか。
事務局	そうでもない、去年は 3 割程度ある。
委員	落札した業者は、イ、カの項目をみると同種工事の施工実績はないのか。
事務局	過去 15 年だと実績はあるが、10 年だと実績がない。
委員	期間を合わせる必要はないのか。
事務局	入札参加資格の期間は長くして入口を広く設定し、総合評価の加点項目の期間は短くして中身の評価している。

「③（市）春日団地 1 4 号線外 1 線側溝整備工事（その 2）」 について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、青葉区桜ヶ丘での道路改良、舗装工事一式である。</p> <p>予定価格が 5,000 万円以下のため、入札方式は制限付き一般競争入札とした。</p> <p>本案件は、1 度公告したが応札者が無く取止めとなり営業拠点の要件を「市内本店」から「市内営業所」に緩和し、土木工事の格付評点を 650 点以上 950 点未満から 650 点以上に変更した。</p> <p>入札参加申請者は 1 社で、1 社による入札を行い、(株)サイエンス土木を落札者に決定した。</p> <p>(詳細は資料 P39～41 参照)</p>
入札参加資格の緩和	委員	<p>1 度公告したが応札者が無く取止めとなり要件を緩和したが、これにより入札参加資格者はどれくらい増えたのか。</p> <p>落札者は、要件を緩和したことにより入札参加申請したのか。</p>
	事務局	<p>「市内本店」から「市内営業所」に緩和したことにより 100～200 社増えた。</p> <p>今回落札業者は、1 回目の入札参加資格要件を満たしている。</p>
	委員	1 回目で応札せず、2 回目で応札したことに理由があるのか。
	事務局	まず、施工場所が面倒な場所である。2 回目で応札するとすれば、予定価格が若干上がることによる。
	委員	施工場所が問題なのか。
	事務局	施工場所で現場経費が掛かるようだ。
入札価格について	委員	予定価格、応札価格をみると落札率が 100%である。落札者はこの案件はとれなくてもよいという認識なのか。
	事務局	競争してまで落札したい案件ではないと思われる。
入札方法に	委員	案件が早期に着工しなければならない場合、指名競争入札に変更とならな

について		いのか。
	事務局	今回不調となれば、担当課と話し合い、契約方法の検討を行ったと思う。

「⑤地下鉄南北線広瀬通駅外低圧盤更新工事」 について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、広瀬通駅、仙台駅及び五橋駅の低圧盤更新工事一式である。</p> <p>予定価格が 5,000 万円以上のため、入札方式は総合評価方式の制限付き一般競争入札とした。</p> <p>入札参加資格として、地域要件、格付評点、施工実績、配置技術者の要件等についての資格を設定した。</p> <p>入札参加申請者は 3 社で、3 社による入札を行ったところ、2 社が失格した。残りの昱機電(株)を落札候補者とし、技術資料等を審査の結果、同社を落札者と決定した。</p> <p>(詳細は資料 P46～48 参照)</p>
入札価格について	委員	三菱電機(株)は入札価格が低いが何か理由があるのか。
	事務局	理由はわからないが、失格基準すべて下回っている。
	委員	低圧盤の設置は三菱電機(株)が行ったのか。
	事務局	三菱電機(株)ではない。
入札参加資格の設定	委員	前案件では、入札取消後、入札参加資格を市内本店から営業所に変更しているが入札参加資格はどういう判断で設定しているのか。
	事務局	過去の案件例を参考にすが、本案件と同種工事は、参加者が少なく工期も限られているため多くの業者に参加してもらうために市内営業所とした。通常案件は、市内本店である。
	事務局	基本は地元発注となるが、地元では工事できない案件は何回も不調となる可能性があるため初めから市内営業所に緩和する。
	委員	入札参加資格の設定判断は、担当課が行うのか。それとも基準があるのか。
	事務局	指名基準等があり、それを基に担当課と契約課で協議する。

「⑦管整 第 26-59 号 口径 100・150・300 耗 六丁の目南町地内配水支管更新工事」 について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、県道仙台塩釜線六町の目南地区の老朽化した配水支管の更新工事と高速鉄道東西線建設工事に伴う配水支管の移設工事である。</p> <p>予定価格が 1,000 万円以上のため、当初は制限付き一般競争入札を実施したが、応札者がいないため中止となった。</p>

		<p>指名競争入札とした理由は、本工事は高速鉄道東西線建設工事に伴う配水支管工事が含まれており早急に着手する必要があることから契約までの期間を短縮するため、である。</p> <p>指名基準に基づき類似工事の施工実績業者 11 社を指名し、入札の結果、仙台ガス水道工業(株)が落札した。</p> <p>(詳細は資料 P55～57 参照)</p>
辞退について	委員	他の案件だと全社辞退の場合があるが、本案件は 11 社指名で辞退が 1 社もないがなぜ。
	事務局	<p>推測になるが、前回公告時は技術者、下請業者など施工体制が整わなかった。施工場所も交通量が多く施工が難しいと考えられる。</p> <p>今回の指名では現場説明会を開催し工事内容を説明した結果、業者が理解して応じたのではないかと。</p>
予定価格	委員	指名競争入札に切り替えたため、予定価格が上がったのか。
	事務局	再度工事案件積算時に設計単価が上がったためである。
入札価格	委員	落札業者だけが予定価格を下回ったが、他の入札者はやる気がなかったのか。
	事務局	推測になるが、前回公告時に予定価格は公表している。その予定価格を参考にして入札したと思われる。

「⑨葛岡工場等基幹的設備改良工事」 について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、平成 7 年に完成した葛岡工場と葛岡粗大ごみ処理施設の老朽化した設備の改修を行う工事である。</p> <p>葛岡工場の改修では、燃焼装置、ボイラー、蒸気タービン、発電機、ろ過式集じん器、低圧蒸気復水器、中央監視制御装置等を更新する。</p> <p>粗大ごみ処理施設の改修では、剪断式破砕機、アルミ缶圧縮成形機、ペットボトル圧縮減容機の更新を行う。</p> <p>本工事は中央監視制御装置を更新するにあたり各設備とのインターフェイスや調整等が複雑である。また、本工事で使用する基幹的設備は特許や意匠、独自技術が使われており日立造船以外の業者が行うことは困難である。</p> <p>以上の理由により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達を定める政令第 10 条第 1 項第 2 号に該当すると判断し、随意契約としたものである。</p> <p>(詳細は資料 P61～62 参照)</p>
随意契約について	委員	<p>平成 7 年に完成した時の施工主は、日立造船(株)か。前回は入札で行ったのか。</p> <p>設置業者は、改修する時は特命となるのか、入札ではできないのか。</p>

	事務局	前回施工は、入札で行った。今回の改修は大規模であり、どうしても設置業者でないと施工できない。 汎用的な工事であれば入札している。
仮契約について	委員	備考欄に仮契約、定例会付議とあるがとあるが契約の流れを知りたい。
	事務局	市長部局の予定価格が5億円以上の案件は議会に付議すると条例に定められており、その場合は仮契約を締結し、議決を経た後に本契約締結となる。ただし、企業体は除外されている。
	委員	なぜ、取扱いが違うのか。どんな理由によるのか。
	事務局	地方公営企業法により企業体については地方自治法の当該規定が除外されている。

当初、審議対象案件でなかった次の案件も審議の対象となった。

「⑩水茂浄 第 26-30 号 茂庭浄水場 4・5号汚泥濃縮装置ろ過モジュールろ布取替修繕工事」
について

論点等	発言者	発言内容
落札率について	委員	随意契約で落札率が低いとその理由は何か。
	事務局	工事の積算に必要な材料費、機器の工場での分解作業費は業者から参考見積もりを徴収する。その他は過去の実績から算出する。落札率が低い原因はろ布等の材料が見積もりの時点より安くなったことと、分解整備費も安くなったことによる。
	委員	予定価格の積算の方法は当委員会でもよく議論されており、予定価格積算時より見積もり時の方が安くなることはあるが、予定価格の積算の方法について検討が必要ではないかと思われる。

全体をとおしての質疑応答

無資格者について	委員	指名停止の運用状況一覧3番に技術者を配置できないとあり、抽出事案説明書に入札参加無資格者数は「なし」とあるが、無資格者とは、いつの時点での判断となるのか。
	事務局	入札参加申請があり入札前に入札参加資格を審査するパターンと入札後に落札候補者を審査するパターンがある。 入札後の審査の場合が多いので、多くは入札時においては入札参加無資格者数「なし」としている。
	委員	指名停止にある案件が抽出されていれば、無資格者数は「1」となるのか。
	事務局	それが事後審査型の場合、無資格者数「なし」と記載されるが、無効、失格となるので、結果としては「あり」になる。 抽出案件説明書の様式見直しを検討しなければならない。

(4) 報告事項

落札率について

論点等	発言者	発言内容
説明	事務局	<p>平成 26 年度の工事種別毎の落札率（市長部局分）は、土木工事が 91.91%、建築工事が 92.05%、電気工事が 94.16%、機械工事が 95.11%、全体で 92.48% である。落札率の高い順では機械、電気、建築、土木の順である。</p> <p>土木が 91.91%と低くなっているが、これは WTO 案件の落札率が低くなるため、その影響がある。</p> <p>また、平成 24～26 年度の落札率の推移は、全合計の平均落札率（加重平均）でいうと、24 年度は 90.42%、25 年度は 90.22%、26 年度は 92.48%、と、平成 26 年度は上昇している。これは平成 26 年 12 月に入札制度の改正により 5 億円以上 19 億円未満の案件について低入札調査基準価格と失格基準価格を 5%上げたことによるものと、25 年度と比較して WTO 案件が少ないためと、大型案件の落札率が低い傾向があることによると考えられる。</p> <p>（詳細は資料 P79～80 参照）</p>

(5) その他

契約制度の改正について

論点等	発言者	発言内容
説明	事務局	<p>仙台市発注工事における社会保険等未加入対策の実施について</p> <p>国において、建設業許可業者の社会保険加入率を、平成 29 年を目標に、100%とする。一次下請け業者も社会保険加入業者に限定することとなった。これを受けて仙台市でも平成 27 年 4 月以降に公告を行うものから、社会保険等に加入していることを入札参加資格とした。</p> <p>また、平成 28 年 4 月以降、社会保険未加入者は競争入札参加資格者名簿に登録できない予定である。</p> <p>WTO 案件の低入札価格調査の基準額引き上げについて</p> <p>予定価格が 20 億 2 千万円以上の WTO 案件について、調査基準価格、特別調査適用基準価格を 5%引き上げた。これは、ダンピング防止策として考えており、工事の品質確保、下請しわ寄せ防止の効果を期待している。</p> <p>ダンピング防止策は、改正された「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の中でも強化が求められている。</p> <p>仙台市発注工事における総合評価一般競争入札の評価項目の改正について</p>

		<p>平成 26 年 6 月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が改正され ことにより、改正品確法の理念を実現するため平成 27 年 1 月国が発注者共 通の改正品確法第 22 条に基づく発注関係事務の運用に関する指針を策定し た。</p> <p>平成 19 年から導入した総合評価一般競争入札制度の評価項目の見直しに ついて</p> <p>指針に基づき次のように評価項目を見直した。工事成績評定点の得点区分 を細分化、建設業退職金共済制度・企業年金制度の評価を廃止、防災応援協 定等の締結に除雪等の協定締結を別途評価、困難業務等の従事実績に防災対 応実績を評価、維持工事等の施工実績を評価、若手技術者と現場代理人（専 任指導者）の複数配置を新設、過去 2 ヶ年度における工事成績評定点の最高 点を評価、配置予定技術者の複数表彰を評価、SAFETY の優良企業表彰歴を 新設。これらにより総加点数を 23 点から 27 点に引き上げた。</p>
--	--	---

6 その他

今後の予定に関して、事務局から各委員に次のとおり依頼及び通知した。

- ①次回の抽出委員は有川委員に依頼する。
- ②次回の委員会の日程は、平成 27 年 7 月 31 日（金）10 時からの予定である。

7 閉会